

第 1 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和6年1月15日(月) 午前11時00分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ
事件等に関する陳情書〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (3) 令和5年度「お祝いの言葉」について (資料1)

3 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和5年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料2)
 - ② 令和5年第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料3)
 - ③ その他

4 視 察

- (1) 上石神井北小学校

令和 6 年 1 月 15 日
教育振興部教育指導課

令和 5 年度「お祝いの言葉」について

令和 5 年度練馬区立幼稚園の修了式ならびに練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の卒業式にあたり、「お祝いの言葉」（案）を作成したので報告する。

記

1 お祝いの言葉（案）

- (1) 幼稚園 別紙 1
- (2) 小学校 別紙 2
- (3) 中学校 別紙 3
- (4) 小中一貫教育校大泉桜学園 別紙 4

2 修了式および卒業式の日程

- (1) 幼稚園 令和 6 年 3 月 18 日（月）
 - (2) 小学校 令和 6 年 3 月 25 日（月）
 - (3) 中学校
 - (4) 小中一貫教育校大泉桜学園
- } 令和 6 年 3 月 19 日（火）

お祝いの言葉（幼稚園）（案）

〇〇幼稚園、年長組の皆さん、修了おめでとうございます。

今、皆さんは、園長先生から修了証書をいただきました。修了証書を受け取る皆さんの姿は、大変立派でした。園長先生や担任の先生、そしてご家族の方も、とても喜ばれていることと思います。

皆さんは〇〇幼稚園で過ごす中で、自分のことは自分でする、友達と仲よくする、時には我慢するなど、いろいろなことを学んで、たくさんの方ができるようになりました。友達と楽しく過ごしたこの2年の間に、背が伸び、力もついて、心も体も大きく育ちました。先生方から教えていただいたことや、友達と協力してがんばったことは、これからの生活できっと役に立つはずです。

4月になると皆さんは、小学校に入学します。小学校では、国語や算数など、いろいろなことを勉強します。いろいろな勉強をしていく中で、好きなことや得意なことをたくさん増やし、自分の力にしてください。

また、友達と一緒に、広い校庭や体育館で遊んだり運動したりすることができます。小学校のお兄さんやお姉さんも、皆さんが入学してくることをとても楽しみに待っています。新しいお友達をたくさんつくって、みんなと仲良く、元気に学校に通ってください。

保護者の皆様、お子さまの幼稚園の修了、真におめでとうございます。こうして健やかに成長されたお子さまを前に、喜びもひとしおのことと存じます。幼稚園では園児の思いや願いを大切にしながら、保育の充実に努めてまいりました。

練馬区では、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るために教員研修を実施するほか幼稚園、保育園と小学校との協議の場を設けるなど連携を進め、育ちと学びの連続性を大切にしております。一人ひとりのお子さまが小学校においても、幼稚園で身に付けたことを基に、それぞれの良さを十分に発揮して、心豊かに、たくましく成長されますことを心より願っております。

結びにあたり、入園以来、優しく、時には厳しく、子供たちの教育にご尽力いただいた園長先生をはじめ、教職員の皆様、そして本園の教育を支えてくださいました保護者、地域の皆様に、心からお礼を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和6年3月18日

練馬区長 前川耀男

練馬区教育委員会

お祝いの言葉（小学校）（案）

本日ここに卒業生の皆さんが、小学校の全課程を修了し、卒業の日を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。6年間の小学校生活の中で育まれた心と体、そして、お互いに助け合い高め合った経験を通して、皆さんが、これからの人生を豊かに歩んで欲しいと思っています。

この3年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というこれまでに経験したことのない事態により、皆さんは制約された家庭生活や学校生活を送らざるをえなくなりました。また、少子化の急激な進行、人工知能A IなどICTの進展、人々のライフスタイルや価値観の多様化など、社会は変化が著しく、予測ができない状況にあります。

そのような社会を生きていくヒントとして、将棋の話を紹介します。将棋の分野ではA Iを備えた将棋ソフトが開発され、新たな戦術が生み出されたり、対局中にどちらが優勢かについて判定が行われたりするなど、大きな発展を遂げています。今では、多くの将棋の棋士たちがA Iを研究に活用しており、その一人が、皆さんも知っている藤井 聡太八冠です。

藤井さんは、5歳の時に将棋と出合いました。近所の子ども将棋教室に通うようになると、才能が開花し、めきめきと上達していきました。そんな藤井さんですが、負けることもあり、負けたときにはたびたび号泣してしまうほど、大変な負けず嫌いだったそうです。

その後、早くからA Iを活用した将棋の研究を進めた結果、数々の最年少記録を更新し、令和5年10月には、将棋の八大タイトルの全てを獲得しました。

八冠を達成した対局において、A Iが1対99で藤井さんが押されていることを示し、藤井さんが勝つ可能性がほとんどない、圧倒的に不利な状況に陥りました。しかし、そこから劇的な逆転勝利を収め、八大タイトルの全てを掴んだのです。

なぜ、A Iの予想を覆し勝利することができたのでしょうか。それは、A Iを活用した膨大な研究によって身に付けた判断力と、対局相手の思考、感情までを読み切った、人間ならではの創造力が見事に融合された結果だったと言われています。人工知能が台頭する社会の中で、人間の大きな可能性を示したものでした。

このような藤井聡太八冠の姿から、二つの大切なことを学ぶことができます。

一つは、夢の実現に向けて、たゆまぬ努力をすることです。興味を持ったことや、好きなことに対して、例え困難な状況にあっても情熱を持って努力を重ねていくことです。

もう一つは、目標達成に向けて柔軟な発想や対応力を持つことです。良いと思った新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、吸収して、自分自身を高めることです。

皆さんが、それぞれの能力や個性を磨き、これからの社会を生きるために必要な力を身に付け、豊かな未来の創り手となって活躍されることを願っています。

保護者の皆様、本日のお子様のご卒業、真におめでとうございます。自らの生き方を考え、自立しようとするお子様に寄り添い、共に歩まれた年月であったことと存じます。お子様が練馬区の小学校で学んだことは、これからの社会生活の中で、主体的に生きてゆくための大きな力になるものと確信しています。

結びにあたり、これまで熱心に児童をご指導いただきました校長先生をはじめ、教職員の皆様、本校の教育を理解し、ご協力くださった保護者や地域の皆様、そして、児童のためにご尽力いただきました全ての方々に、心から感謝を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和6年3月25日

練馬区長 前川耀男

練馬区教育委員会

お祝いの言葉（中学校）（案）

本日ここに卒業生の皆さんが、中学校の全課程を修了し、卒業の日を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。3年間の中学校生活の中で育まれた心と体、そして、お互いに助け合い高め合った経験を通して、皆さんが、これからの人生を豊かに歩んで欲しいと思っています。

この3年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態により、皆さんは制約された家庭生活や学校生活を余儀なくされました。また、少子化の急激な進行、人工知能A IなどICTの進展、人々のライフスタイルや価値観の多様化など、社会情勢は変化が著しく、予測ができない状況にあります。

そのような社会を生きていくヒントとして、将棋の話を紹介します。将棋の分野ではA Iを備えた将棋ソフトが開発され、新たな戦術が生み出されたり、対局中にどちらが優勢かについて判定が行われたりするなど、大きな発展を遂げています。今では、多くの将棋の棋士たちがA Iを研究に活用しており、その一人が、皆さんも知っている藤井 聡太八冠です。

藤井さんは、5歳の時に将棋と出合いました。近所の子ども将棋教室に通うようになると、才能が開花し、めきめきと上達していきました。そんな藤井さんですが、負けることもあり、負けたときにはたびたび号泣してしまうほど、大変な負けず嫌いだったそうです。

その後、早くからA Iを活用した将棋の研究を進めた結果、数々の最年少記録を更新し、令和5年10月には、将棋の八大タイトルの全てを獲得しました。

八冠を達成した対局において、A Iが1対99で藤井さんの劣勢を予測し、藤井さんが勝つ可能性がほとんどない、圧倒的に不利な状況に陥りました。しかし、そこから劇的な逆転勝利を収め、八大タイトルの全てを掴んだのです。

なぜ、A Iの予想を覆し勝利することができたのでしょうか。それは、A Iを活用した膨大な研究によって培われた戦術眼と、対局相手の思考、感情までを読み切った、人間ならではの創造力が見事に融合された結果だったと言われています。人工知能が台頭する社会の中で、人間の大きな可能性を示したものでした。

このような藤井聡太八冠の姿から、二つの大切なことを学ぶことができます。

一つは、夢の実現に向けて、たゆまぬ努力をすることです。興味を持ったことや、好きなことに対して、例えば困難な状況にあっても情熱を持って努力を重ねていくことです。

もう一つは、目標達成に向けて柔軟な発想や対応力を持つことです。良いと思った新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、吸収して、自分自身を高めることです。

皆さんが、それぞれの能力や個性を磨き、これからの社会を生きるために必要な力を身に付け、豊かな未来の創り手となって活躍されることを願っています。

保護者の皆様、本日のお子様のご卒業、真におめでとうございます。自らの生き方を考え、自立しようとするお子様に寄り添い、共に歩まれた年月であったことと存じます。お子様が練馬区の中学校で学んだことは、これからの社会生活の中で、主体的に生きてゆくための大きな力になるものと確信しています。

結びにあたり、これまで熱心に生徒をご指導いただきました校長先生をはじめ、教職員の皆様、本校の教育を理解し、ご協力くださった保護者や地域の皆様、そして、生徒のためにご尽力いただきました全ての方々に、心から感謝を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和6年3月19日

練馬区長 前川耀男

練馬区教育委員会

お祝いの言葉（小中一貫教育校）（案）

本日ここに卒業生の皆さんが、小学校・中学校それぞれの全課程を修了したことに、心からお祝い申し上げます。

卒業生の皆さんは、「桜学(おうがく)精神(せいしん)」の教育目標のもと、知性を養い、体を鍛え、人格を高めることを目指し、学びを深めてこられました。学校生活の中で育まれた心と体、そして、お互いに助け合い高め合った経験を通して、皆さんが、これからの人生を豊かに歩んで欲しいと思っています。

この3年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というこれまでに経験したことのない事態により、皆さんは制約された家庭生活や学校生活を送らざるをえなくなりました。また、少子化の急激な進行、人工知能A IなどICTの進展、人々のライフスタイルや価値観の多様化など、社会は変化が著しく、予測ができない状況にあります。

そのような社会を生きていくヒントとして、将棋の話を紹介します。将棋の分野ではA Iを備えた将棋ソフトが開発され、新たな戦術が生み出されたり、対局中にどちらが優勢かについて判定が行われたりするなど、大きな発展を遂げています。今では、多くの将棋の棋士たちがA Iを研究に活用しており、その一人が、皆さんも知っている藤井 聡太八冠です。

藤井さんは、5歳の時に将棋と出会いました。近所の子ども将棋教室に通うようになると、才能が開花し、めきめきと上達していきました。そんな藤井さんですが、負けることもあり、負けたときにはたびたび号泣してしまうほど、大変な負けず嫌いだったそうです。

その後、早くからA Iを活用した将棋の研究を進めた結果、数々の最年少記録を更新し、令和5年10月には、将棋の八大タイトルの全てを獲得しました。

八冠を達成した対局において、A Iが1対99で藤井さんが押されていることを示し、藤井さんが勝つ可能性がほとんどない、圧倒的に不利な状況に陥りました。しかし、そこから劇的な逆転勝利を収め、八大タイトルの全てを掴んだのです。

なぜ、A Iの予想を覆し勝利することができたのでしょうか。それは、A Iを活用した膨大な研究によって身に付けた判断力と、対局相手の思考、感情までを読み切った、人間ならではの創造力が見事に融合された結果だったと言われていています。人工知能が台頭する社会の中で、人間の大きな可能性を示したものでした。

このような藤井聡太八冠の姿から、二つの大切なことを学ぶことができます。

一つは、夢の実現に向けて、たゆまぬ努力をすることです。興味を持ったことや、好きなことに対して、例え困難な状況にあっても情熱を持って努力を重ねていくことです。

もう一つは、目標達成に向けて柔軟な発想や対応力を持つことです。良いと思った新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、吸収して、自分自身を高めることです。

皆さんが、それぞれの能力や個性を磨き、これからの社会を生きるために必要な力を身に付け、豊かな未来の創り手となって活躍されることを願っています。

保護者の皆様、本日のお子様のご卒業、真におめでとうございます。自らの生き方を考え、自立しようとするお子様に寄り添い、共に歩まれた年月であったことと存じます。お子様が大泉桜学園で学んだことは、これからの社会生活の中で、主体的に生きてゆくための大きな力になるものと確信しています。

結びにあたり、これまで熱心に児童生徒をご指導いただきました校長先生をはじめ、教職員の皆様、本学園の教育を理解し、ご協力くださった保護者や地域の皆様、そして、児童生徒のためにご尽力いただきました全ての方々に、心から感謝を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和6年3月19日
練馬区長 前川耀男
練馬区教育委員会

令和 5 年第四回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

◆ 不登校対策について 1

【質問】

- (1) 不登校児童生徒の多様な居場所支援について、どのような考えか。また、不登校支援を行っているフリースクール等との連携について、どのような考えか、区の所見を伺う。
- (2) さいたま市では、学校を長期欠席している児童生徒にオンラインを活用した学びの場を提供する「不登校等児童生徒支援センターグロウス」を昨年度開設し効果を上げている。インターネット上のメタバースに教室を開設し、それぞれ時間割に基づき移動し、オンライン授業を受けている。区でもこのような取組を参考に、メタバース教室を開設すべきと考えるが、区の所見を伺う。

また、スクールソーシャルワーカーの更なる増員による不登校児童生徒とその保護者へのアウトリーチ支援の充実をすべきと思う。また、香川県では本年度より、オンライン仮想空間でアバターを通じて交流する居場所「ヒトトキ」を開設し、ひきこもりの方に効果をあげている。区でも、このようなオンラインの取組を試行すべきと要望するが、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 不登校児童生徒が安心して過ごし、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができる居場所が必要である。教育委員会では、校内居場所づくりや適応指導教室事業、居場所支援事業等を実施している。今後、居場所支援事業における受け入れ人数の拡大などに取り組む。

原因が複雑多岐に渡る不登校対応には、フリースクールとの連携が有効である。学校教育支援センターでは、居場所支援事業について、フリースクールを運営する法人に委託するとともに、意見交換を重ねてきた。今後、意見交換の場を増やしていく。

- (2) 各小中学校では、タブレットパソコンを活用し、不登校児童生徒の授業の進捗状況や個別学習課題の配信を行っている。また、適応指導教室では、オンラインによる個別の学習支援や相談支援を実施している。メタバースを含めICTを活用したさらなる学習・相談支援の方策について検討していく。

また、児童生徒や保護者と外部の相談・支援機関をつなぐ、スクールソーシャルワーカーを今年度、16名から20名に増員した。引き続き、支援の強化に取り組んでいく。

◆ 不登校対策について 2

【質問】

- (1) 区は不登校対策方針の改定で、スクールソーシャルワーカー(SSW)の増員や体制強化について検討するとしている。SSWを16名から増員し、20人にしたということだが、実際に各学校には週何回来ているのか、どのような人的配置になっているのか、伺う。
また、各校に1人SSWを配置し、常勤化が不可欠と考えるが、区の見解を伺う。
- (2) 区は不登校児童生徒の減少に向け、分析、検証を行い、実効性ある取組を推進するために不登校対策会議を設置しているが、適応指導教室や居場所事業の事業者が不登校対策会議に参加し、対等に意見を言う場となっているのか、伺う。
- (3) 武蔵野市で行っている不登校支援の1つである、「むさしのクレスコーレ」は、居場所機能や相談機能を重視した、市内在住の学校に行かない・行けない中学生のためのもうひとつの居場所である。武蔵野市ではその他に、小中学生を対象とした「チャレンジルーム」がある。クレスコーレでは、いつ来ても良いし、自分たちで何をするか・やりたいか

- を決められる。クレスコーレのように、一人ひとりの子供の想いやしんどさに寄り添うことのできる「一緒に居る」場所を、練馬区でも増やして欲しいと思うが、いかがか。
- (4) 総務省が今年公表した調査によると、保護者の7割がフリースクールなどの民間施設の情報提供を要望していたことが分かった。学校教育支援センターとフリースクールの団体との間で、連携会議をもって情報交換をしていると聞いているが、情報提供を行うことは、居場所確保の面で重要ではないか。

また、区の実態調査では7%ほどの子がフリースクールを利用しており、その利用料は月5万円以上との回答が多く、入学金の有無はあるにしても平均して9万円。学費等の出費が多くなり、金銭的な問題で行かせられない家庭も少なくない。利用料を公的に補助することで、支援を受けやすい環境を整えることが必要ではないか。2点、区の見解を伺う。

【答弁】

- (1) スクールソーシャルワーカーは、不登校児童生徒とその保護者、学校、教育委員会、関係機関とのつなぎ役となり、不登校状態等の改善に取り組んでいる。

今年度、16人から20人に増員し、ワーカー1人が5校程度を担当する学校担当制をとっている。担当校の状況に応じて、週1～2回の訪問や定期的な電話連絡を通じて、学校との連携を深めている。今回の増員結果を踏まえて、必要に応じて、さらなる人員配置について検討する。

- (2) 不登校対策会議には、学識経験者や小中学校長のほか、適応指導教室やフリースクールを運営する民間事業者が参加し、様々な見地から、議論・検討している。

- (3) 教育委員会では、校内居場所づくりや適応指導教室事業、居場所支援事業等を実施している。武蔵野市と同様の事業を、光が丘地区において「居場所ばれっと」として、同市に先駆けて、平成28年度に開始しており、生活習慣や学習習慣を形成するなどの成果をあげている。上石神井地区に開設した適応指導教室では、居場所機能を設け、一人ひとりの状態に寄り添った支援を行っている。今後、居場所支援事業における受け入れ人数の拡大などに取り組む。

- (4) 規模や活動内容が多種多様であるフリースクールは、民間の自主性や主体性の下に運営されている。学校教育支援センターでは、東京都が作成したフリースクールの施設一覧の情報を提供している。

東京都が昨年度から実施している「フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業」では、調査に協力する保護者に対して、協力金を支給し、その効果についても検証することとしている。東京都の動向を注視していく。

引き続き、不登校児童生徒への支援の充実に取り組んでいく。

◆ 不登校対策について3

【質問】

- (1) 令和4年度の「練馬区不登校に関する実態調査報告書」にある不登校児童のアンケートでは、「ずっと家でゲームをしていた」「動画を見ていた」「昼夜逆転していた」との回答が目立っている。

市販のタブレット端末では、制限解除等によりゲームができる仕様になっているものもあると伺っている。現状使われているタブレットは制限解除等によりゲームや動画閲覧ができる仕様になっているか。長時間のタブレット利用が、不登校の原因となる生活習慣の乱れの要因となっていないか懸念している。区としてタブレット配布の影響をどう見ているのか。また、タブレット利用に関して保護者からの声はないか、伺う。

- (2) 「不登校に関する実態調査」でフリースクール等の活用について、練馬区では積極的に情報連携をしていくとのことだが、その後の対応状況など、区の見解を伺う。

また、フリースクール等は費用が高額であることがネックだが、大阪市や渋谷区、市川市などでは、学校外教育、塾や習い事などの費用に充てることのできる教育クーポンを1人あたり月額1万円交付する事業を行っている。練馬区においても教育クーポン等を発行

することについての考えを伺う。

【答弁】

- (1) 全児童生徒に貸与しているタブレットは、教育活動での使用を目的としていることから、様々な制限を設定している。利用が可能な時間を午前6時から午後10時までとし、学習に関係のないゲームや動画などのインターネットサイトの閲覧や、アプリケーションのダウンロードはできない。このような制限は全て区教育委員会が管理しており、個々のタブレットからの制限解除はできない仕様としている。タブレットの利用については、保護者から授業の進捗や連絡事項が確認でき、家庭学習でも活用しているという声をいただいている。

児童生徒が様々な情報機器からインターネットを介して社会とつながる機会は、確実に増えている。区では、「SNS練馬区ルール」や「情報リテラシーチェックシート」を児童生徒および保護者に配布し、児童生徒が情報機器の取扱いのルールやモラル等を身に付けるための取組を、各家庭と連携して実施している。今後も、適切な情報機器の利用方法について、健康面における注意事項も含め、学校で児童生徒たちに指導するとともに、保護者に周知していく。

- (2) 原因が複雑多岐に渡る不登校対応には、フリースクールとの連携が有効と考えている。学校教育支援センターでは、フリースクールを運営する法人に居場所支援事業を委託するとともに、意見交換を重ねてきた。今後、意見交換の場を増やしていく。

東京都が昨年度から実施している「フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業」では調査に協力する保護者に対して、協力金を支給し、その効果についても検証することとしている。引き続き、東京都の動向を注視していく。

◆ **学びの多様化学校の設置について**

【質問】

- (1) 適応指導教室の利用登録数が伸びない理由の一つが、申請から入室までに時間がかかることがある。希望する全ての児童生徒が適応指導教室に速やかに入室できるよう、人員体制や入室までの手続きについて、早急に検証し改善すべきである。今後の対応について、区の回答を求める。
- (2) 適応指導教室の参加を希望する際には、在籍校の校長の承認が必須となっているが、私立中学校に通う生徒の保護者から、校長からの承認が得られないために、適応指導教室に入ることができなかつたとの訴えも頂いた。校長の承認を得ることを入室の条件とするのではなく、柔軟な運用を行うべきである。区の回答を求める。
- (3) 対面授業においては、小学生に対しては元教員が、中学生には民間企業が実施しているが、オンライン授業は全て有償ボランティアが担っている。ボランティアに頼るのではなく、区としての体制を整えるべきである。区の回答を求める。
- (4) 全ての小中学校の体育館にエアコン設置が決定されている中で、適応指導教室の体育館にも早期にエアコンを設置すべきである。区の回答を求める。
- (5) 文部科学省では、本年3月にCOCOLOプランを策定、重点施策の一つとして「学びの多様化学校」の設置促進が掲げられている。同校は自治体などが不登校の児童生徒に合わせ、特別なカリキュラムを組むことができる。今年4月時点で全国に24校、都内には世田谷区など8校が設置されている。

練馬区でも子供達に多様な学びの機会を保障するために、「学びの多様化学校」の設置に向けて、具体的な検討をすべきである。区の見解を求める。

【答弁】

- (1) 適応指導教室の入室にあたっては、児童生徒と保護者による、施設見学、在籍校との協議、面談を行っている。施設見学では、適応指導教室の環境や学習、活動内容を説明し、入室への意思を確認している。在籍校との協議では、在籍校と適応指導教室の役割について検討している。面談では、心理職等が、児童生徒の特性や悩みなどを聞き取り、適応指

導教室での支援方針を決定している。受け入れの事前準備が必要なため、一定の時間を要している。

受け入れ体制を強化するため、本年6月からは見学受け入れ枠を拡大し、夏休み期間の面談枠を拡大した。来年度は、対応する人員の増員などを検討している。

- (2) 不登校児童生徒への支援においては、学校関係者が家庭や学校教育支援センター等の関係機関と情報共有し、組織的・計画的な支援策を策定することが重要であると令和元年に、国から通知されている。

学校教育支援センターが、在籍校と連携した支援を行うために、適応指導教室の利用に際し、在籍校の同意を得るよう保護者に求めている。センターは、在籍校に対し、適応指導教室での出席や活動状況の報告を行うとともに、年3回の在籍校訪問を通じて情報共有を図り、支援策に反映している。

私立学校等の場合には、保護者が在籍校の理解を得られるよう、状況に応じて区の支援内容を説明している。

- (3) 適応指導教室では、登室することができない児童生徒を対象に、昨年度からオンラインでの個別学習支援を、一人あたり週一回の頻度で実施している。利用の際には、一人ひとりの特性に合わせた支援をするため、教員資格等を有する指導協力員が対応している。また、心理職による相談も併せて実施し、学習と心理の両面から支援できる体制を構築している。

現時点では、すべての希望者を受け入れている。今後は、成果を見ながら拡充について検討していく。引き続き、不登校児童生徒への支援の充実に取り組んでいく。

- (4) 学校教育支援センターの体育館の空調設備については、令和7年度設置に向けて検討を進めている。

- (5) 「学びの多様化学校」いわゆる「不登校特例校」については、特別の教育課程を編成して教育を実施することができるなどの利点がある。一方、転校となることや、施設、人員の確保などの課題もあると聞いている。他自治体の設置事例や支援内容等を踏まえ、「学びの多様化学校」について、研究していく。

◆ 児童生徒への性暴力等防止対策について1

【質問】

- (1) 東京都では、教職員による性暴力防止に向けた取組において相談シートを公立学校に配布した結果、235件の回答があり、そのうち126件は性暴力が疑われる相談であった。これを受け都では、性暴力から児童生徒を守るための第三者相談窓口を開設した。今後、区独自でも相談窓口を開設するとのことであるが、都とも連携して曜日や時間帯なども調整を図って頂きたいと思う。

また、相談する保護者や児童生徒が時期を逸せず相談できるよう、人材の確保や多様な相談ツールなどを活用した体制を整えることを要望するが、所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校の最高責任者である校長が、許し難い不祥事により逮捕されたことを重く受け止めている。

相談体制を充実させるため、区独自の第三者による性暴力等相談窓口を近く設置する。

都の相談窓口と開設曜日が重複しないよう電話相談を実施するとともに、メール等による相談も受け付ける。専門の相談員を配置して、相談者に寄り添いながら対応していく。児童生徒への性暴力等の防止に向けて、徹底した対策に取り組んでいく。

◆ 児童生徒への性暴力等防止対策について2

【質問】

- (1) 今年9月、練馬区立中学校の校長が児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。学校の

最高責任者である校長の逮捕は、当該校の児童生徒や保護者だけでなく、前任校の児童生徒や保護者、卒業生や関係者、さらに地域においても大きな不安と混乱を与えた。

今回の区内中学校校長の逮捕についての所見を伺う。また、逮捕後の取組について伺う。

- (2) 区独自の相談窓口を設置することのだが、その概要について伺う。
- (3) 区では新たに「児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置することのだが、委員会の目的や取組の内容について伺う。

【答弁】

- (1) 学校の最高責任者である校長が、許し難い不祥事により逮捕されたことを重く受け止めている。

教育委員会では、校長逮捕後、全区立学校に対し、私物カメラ等の校内持ち込みの禁止、空き教室など死角となる場所の確認、性暴力防止の啓発ポスターの掲示等、環境の再点検を指示した。あわせて、全区立小中学校のホームページに区や都の相談窓口の案内を掲載するとともに、教育指導課長による全校長・園長面談を実施し、自校の取組の再点検を行った。また、12月7日には、都と連携した校長・園長研修を行い、再発防止を徹底していく。

- (2) 相談体制を充実させるため、区独自の第三者による性暴力等相談窓口を近く設置する。
電話による相談とともに、メール等による相談も受け付ける。専門の相談員を配置して、相談者に寄り添いながら対応していく。
- (3) 学識経験者や弁護士、心理士等による「児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置する。未然防止・早期発見・初期対応等の具体策を検討し、来年夏までに提言をいただく予定である。児童生徒への性暴力等の防止に向けて、徹底した対策に取り組んでいく。

◆ 児童生徒への性暴力等防止対策について 3

【質問】

- (1) 区立中学校のトップである校長が性暴力によって逮捕され、極めて許し難い犯罪行為が明るみになった。今回の事件を受け、区は「児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置し、未然防止、早期発見、初期対応等の具体策を検討するとしている。

何よりもまず最重要なことは、被害生徒とその保護者や家庭に対するケアと考える。また、SNSにより、区が個人情報を出さなくても、生徒間や保護者間でその情報が共有され、第三者にも広まっていくことも何としても避けなければならない。その点について、区の認識と今後の対応策を伺う。

- (2) 委員会設置目的の一つである、未然防止はハードルが極めて高いと考える。この対策委員会の構成メンバーは学識経験者、弁護士、心理士等で構成する予定であるとのことだが、練馬区をはじめとする特別区において、教員は県費負担職員（東京都職員）ということを検討すると、採用の入口から対策を講じ、被害拡大防止等の観点から、迅速な対応と処分を行うため、都の担当者を入れることを視野に含めることが適切と考えるが、所見を伺う。
- (3) 後々は練馬区の対策委員会にも都の担当者を加えると共に、都や他区を含め、広域的に議論し対策を講じていく方向性にすべきと考えるが、区の所見を伺う。
- (4) 区では独自の相談窓口を設置することのだが、今後、子供たち本人のより適切な相談の場として、心理面からのサポートなどの経験を有した専門人材の配置などが必要と考える。また、既存の相談体制とも重複するところもあるのではないかと考える。今後、より実効性ある相談体制の構築を目指して頂きたいと考えるが区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校の最高責任者である校長が、許し難い不祥事により逮捕されたことを重く受け止めている。

区教育委員会では校長の逮捕後、被害生徒やその保護者および当該校の生徒の心のケアを最優先に対応するとともに、風評被害を受けることのないよう当該校の教職員との協力のもと取り組んできた。

区立学校の教育職員等による児童生徒への性暴力等を防止するため、学識経験者や弁護士、心理士等による「児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を近々設置する。未然防止、早期発見、初期対応等の具体策を検討し、来年夏までに提言を頂く予定である。これまでの取組についても、委員会で検証していただく考えである。

- (2) 都の担当者を委員会に加える考えはないが、今後の特別委員会の提言等に基づき、区が実施する対策については都と共有し、全都的な取組になるよう働きかけていく。
- (3) 令和4年4月に施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により、教員の任用がより厳格化され、わいせつ行為等で免許を失効した者に対して国のデータベースを活用し、都道府県教育委員会が再授与の可否を判断することとなった。教員の採用時においても同様に採否を判断できるようになっている。
- (4) 区では、区独自の第三者による性暴力等相談窓口を近く設置する。都の相談窓口と開設曜日が重複しないよう電話相談を実施するとともに、メール等による相談も受け付ける。専門の相談員を配置して、相談者に寄り添いながら対応していく。
児童生徒への性暴力等の防止に向けて、徹底した対策に取り組んでいく。

◆ 学校給食の無償化について

【質問】

- (1) 他区の給食全員無償化の多くは、物価高騰対応を実施の目的に挙げており、時限的と捉えられる。「少子化という国家的難局で、区として多子世帯の経済的負担軽減を実施すること」を目的としている多子世帯負担軽減補助金を、継続性を担保した区の基本施策とし、物価高騰対策である全員無償化を補助的・時限的な施策とする二段構えの上段部として、実施を検討してはいかがか。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 特別区の給食費の補助の目的は、区によって、物価上昇対策、少子化対策など異なっている。練馬区が昨年度から実施している学校給食への食材購入費補助は、急激な物価上昇に対する緊急的かつ臨時的な措置である。
今年度開始した第二子以降の学校給食費の無償化は、国の想定を大きく超えて少子化が進行する国家的な難局にあつて、多子世帯の経済的負担を軽減するために実施しており、この補助は来年度以降も継続する考えである。
学校給食の食材料費を基礎的自治体が全額負担することは困難であり、国において実施すべきと考え、既に特別区長会、特別区教育長会を通じて国と都に要望している。文部科学省が給食無償化に向けた実態調査を行っていることから、動向を注視していく。

◆ 給食費および教材費の無償化等について

【質問】

- (1) 義務教育無償の原則に基づき、23区で広がった学校給食費の完全無償化を一刻も早く実施すべきである。また、教材費等の無償化や就学援助の対象を拡大することも必要である。いかがか。
- (2) 学校給食では練馬産農産物を年平均50～60日活用されているということだが、全体を統括するシステムをつくり、より多く活用するよう求めるが、いかがか。

【答弁】

- (1) 練馬区が昨年度から実施している学校給食への食材購入費補助は、急激な物価上昇に対する緊急的かつ臨時的な措置である。
今年度開始した第二子以降の学校給食費の無償化は、国の想定を大きく超えて少子化が進行する国家的な難局にあつて、多子世帯の経済的負担を軽減するために実施しており、この補助は来年度以降も継続する考えである。
学校給食の食材料費を基礎的自治体が全額負担することは困難であり、国において実施

すべきと考え、既に特別区長会、特別区教育長会を通じて国と都に要望している。文部科学省が給食無償化に向けた実態調査を行っていることから、動向を注視していく。

学用品については、衛生上共有とするには課題のあるリコーダーなどは個人負担としている。一方、使用期間が短く、頻度が低いそろばんなどは、児童生徒の共有物として学校で用意するなど、家庭への負担を軽減するよう努めている。

就学援助の認定基準は、生活保護基準の1.2倍としており、12区でこの基準を採用している。現行水準は妥当なものとして認識しており、対象を拡大する考えはない。

- (2) 学校給食で地場野菜を活用するため、区が一括して区内産野菜を調達し、全区立小中学校が使用する機会を年4回設けているほか、各小中学校に対し、地域の農家や区内産農産物を取り扱う小売店との仲介や情報提供を行っている。これを更に推進するため、教育振興部、都市農業担当部にJAを加えた連絡会議を発足し、協議を進めている。

◆ 学校給食について

【質問】

- (1) 食料自給率向上に向けて、学校給食で国内産の農産物を活用する回数を増やすなどの取組が必要と考えるが、区の所見を伺う。

また、給食の無償化で給食の質が落ちている自治体もあると聞くが、今後の給食の質の担保について、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 練馬区の学校給食については、食材料は原則として国産品を使用することとしている。子供たちの都市農業への理解を深めるため、区内産農産物の活用を促進している。区が一括して区内産野菜を調達し、全区立小中学校が使用する機会を年4回設けているほか、各小中学校に対し、地域の農家や区内産農産物を取り扱う小売店との仲介や情報提供を行っている。これを更に推進するため、教育振興部、都市農業担当部にJAを加えた連絡会議を発足し、協議を進めている。

練馬区では、昨年度から急激な物価上昇に対応するための食材購入費補助を実施し、学校給食の質と量を確保している。今後も安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に取り組んでいく。

◆ 中学校の部活動について

【質問】

- (1) 2022年12月にスポーツ庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が出された。令和5年第一回定例会における他会派の一般質問に対して区は、「令和5年から令和7年を地域移行に向けた改革期間とする」と答弁した。今年度は具体的にどのように取り組んできたのか。また、移行期間であっても、今、中学時代を送っている子供たちの好奇心、活動したい気持ちも受け止められるような仕組みは用意しておくべきだが、区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 令和4年12月にスポーツ庁と文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間とし、休日の部活動の地域移行に向けた環境整備を段階的に進める方針が示されている。

部活動の地域移行に際しては、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動を行えるように、SSCや民間スポーツクラブ等、連携する団体や指導者の確保といった環境を整備する必要がある。現在、練馬区では休日の部活動の地域移行に向けて学校関係者や関係部署と協議するとともに、中学校教員、生徒および保護者の部活動に関わるニーズを把握するためにアンケート調査を実施している。

今後、アンケート結果を分析するとともに、生徒や保護者の意向を踏まえ、円滑な地域移行に向けた検討を進めていく。

◆ ヤングケアラーへの支援について

【質問】

- (1) 区では、ヤングケアラーチェックシートを作成し、ヤングケアラーの早期発見に努めていると聞いているが、子供達自身を含めた気づきに繋がるヤングケアラーに関する更なる周知啓発の工夫と、発見から子供たちの個別状況に合わせた支援につなげることができるよう、例えば全区立小中学校で実施している悩みに関するアンケート調査に詳細項目を設けるなど、より詳しい個別状況を把握するための取組を含めて、継続的な見守りや支援につなぐための対応の強化が必要と考えるが、区の所見を伺う。
- (2) ヤングケアラーとなっている子供の状況を変えていくためには、子供が日常的に担っている家事や家族の世話などの負担を軽減するサービスが必要となる。

保護者に障害や疾病等があった場合、障害福祉サービス等によるホームヘルプ事業やレスパイト事業であるショートステイなどを利用し、子供の負担等を軽減することができるかもしれない。一方で、既存のサービスでは負担を軽減できない場合は、個々の状況に合わせて、支援策を検討する必要があると考える。ヤングケアラーの負担軽減のため、配食等を行う自治体もある中、区においても支援策の充実を図る必要があると思うが、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校が全児童生徒を対象に年3回行っている「ふれあい調査アンケート」実施の際に、国が作成した資料をもとにヤングケアラーについて児童生徒に説明している。
引き続き、東京都が作成する動画などを活用し、さらなる児童生徒、教員への周知啓発を行っていく。
アンケートにおいて、困りごとがあると回答した場合には、ヤングケアラーチェックシートにより、回答した子供一人ひとりに担任が聞き取りを行うとともに、学校内で情報共有や見守り支援を行っている。アンケートの実施方法等については、より個別状況の把握ができるよう、検討していく。
- (2) ヤングケアラーが抱える課題は多様であり、子供や家庭の状況に応じた支援を行う必要がある。子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子供の状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定する。
子供が担っているケアの負担を軽減するため、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプやショートステイのほか、学習支援・居場所事業、区に登録した民間事業者による見守り配食の利用など、個々に応じたきめ細かな支援につなげている。
今後、ヤングケアラーがいる家庭の養育状況の改善を図るため、現在実施している、支援が必要と判断した家庭に家事や育児等を行うヘルパー派遣事業を充実し、支援を強化していく。
子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを配置し、福祉・教育・子育て等の関係者が連携した相談支援体制の充実を図っていく。

◆ 図書館について

【質問】

- (1) 公共図書館を利用するには、利用者にとって物理的および各図書館間のネットワークという両面でアクセスが容易であるべきと考える。図書館不在地域における増設および受取窓口の拡充について、区の所見を伺う。
また、財源の観点から現行の受取窓口よりもさらに機能を簡易化した、西宮市の図書受取ロッカーのような設備の設置の可能性についても伺う。

- (2) 資料の収集・収蔵機能強化のため、各館の書庫機能の拡充および中央館機能を持つ光が丘図書館の書庫機能を充実させる必要があると考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、昭和37年の練馬図書館の開館以来、各地域に図書館の設置を進め、現在の12館1分室の体制となった。また、区民の利便性の向上のために、平成18年の高野台受取窓口の設置以来、図書館資料受取窓口6か所を設置し、図書館12館1分室を含め、区内19か所で本を受け取れる体制を整えている。これは23区内で3番目の設置数となる。これにより、駅の近くや自宅から1キロ圏内で受け取ることが可能となっている。

小学校40校の学校図書館を開放するとともに、男女共同参画センターや石神井公園ふるさと文化館などにも図書コーナーを設置し、図書館以外でも図書を提供している。

図書館資料受取窓口の増設や予約図書受取ロッカーの導入は考えていないが、区民が利用できるこれらのサービスをさらに周知していく。

- (2) これからの図書館構想に基づき、改築等に合わせた書庫の充実、電子書籍の導入などにより、「知の情報拠点」を目指した取組を進めていく。

◆ 長期休暇中の学童クラブの昼食提供について

【質問】

- (1) 本年6月のこども家庭庁の事務連絡では、特に小学校における夏季等の長期休業中の食事について、適切な配慮を求めるとしており、7月には学童クラブでの食事提供事例集を公表、全国の自治体に検討を促している。NHKの調査では本年8月の段階で、11区では希望するすべての児童に昼食を提供している。区内には99カ所の学童クラブが存在しているが、昼食提供しているのはわずか22カ所である。

11区で昼食提供している中で、なぜ練馬区ではできないのか。他区の取組を参考に導入に向けて検討を進めるべきである。区の見解を伺う。

【答弁】

- (1) 学童クラブにおける昼食の提供は、仕出し弁当により、実施されている。昼食提供に当たっては、予め事業者と保護者との間で、食物アレルギーへの対応や残食の取扱い等について調整する必要がある。また、注文したお弁当を、児童一人ひとりに職員が確認しながら手渡す必要がある。児童数や保育場所によっては、保育に支障が生じる学童クラブもある。区では、事業者と保護者の調整が整い、保育に支障なく対応できる学童クラブで、実施している。

今年度の夏休みには、99カ所の学童クラブのうち13カ所の区立学童クラブと10カ所の民間学童クラブの合計23カ所で昼食を提供した。今後、同様の方式により、調整が整った学童クラブから、昼食を提供していく予定である。

◆ 保育について1

【質問】

- (1) 少子化への対応として、今後の全保育園の在り方を含め、現在考えられる課題と今後の方向性を伺う。

【答弁】

- (1) 日本全体で少子化が進む中、区の出生数も減少傾向が続いている。一方、共働き家庭の増加等に伴い、保育ニーズは依然として増加し、多様化している。

国は、保護者の就労にとらわれない子育て支援策として、定員に空きのある保育所を活用し、0から2歳児を対象とした「(仮称)こども誰でも通園制度」を検討している。現在、区内保育施設における0から2歳児の空きは少なく、本制度の活用は現時点では困難と考えている。

区としては、国の動向や区内の保育施設の状況等を注視しつつ、子育て支援の充実に取

り組む考えである。

◆ 保育について 2

【質問】

- (1) 保育については、希望する園に入れなかったという声を聞いている。年齢別定員をあらかじめ設定してしまうのではなく、応募者が実際に申告した希望順位に従って入園できる方法で、より多くのご家庭が希望する保育所を利用でき、また空き定員の縮小や、事務負担の軽減に資する可能性のある取組を研究・実証し、更なるきめ細やかな対応も視野に入れてはいかがかと考えるが、区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 区では入園選考にあたり、保育の必要性を指数として数値化し、システムで指数の高い順に入園を決定している。きょうだいと同じ園に通いやすくするため加点を行うなど、保護者の様々な希望に沿って入園できるよう、適宜、指数の見直しを行っている。
入園希望者数に応じて保育室や保育士の割当などを柔軟に変える方法は、国が児童1人あたりの面積基準を年齢ごとに規定していることから、園児の増減に応じ保育室を改修して面積を変えることは、施設の構造上、容易ではない。また、保育士の配置基準についても国が年齢ごとに規定し、柔軟な配置変更は難しく、現実的には実施は困難と考えている。
区としては、保護者の皆様の多様なニーズに応えられるよう、引き続き入園選考の改善を図っていく。

◆ 谷原保育園の閉園について

【質問】

- (1) 新たに1万人の方が谷原保育園の閉園反対署名を行ったことについて、区はどのように受け止めているのか。区の回答とともに、改めて閉園の撤回を求める。
- (2) 区は、すべての保護者が谷原保育園からの転園を条件とする重要事項確認票に同意したと述べているが、保護者の中には、転園を条件とすることが記載されていない、昨年度の利用申込書で申請し、1歳児クラスに入園した方がいた。重要事項確認票の違いについて、11月に区民から指摘されるまで気づかなかったのはなぜなのか。
また、重要事項確認票で谷原保育園の転園について記載のなかった保護者については在園を認めるべきである。同意した方についても、同意しなければ保育を受けることができず、選択肢はなかった。1歳児についても、全ての希望者の在園を認めるべきである。回答を求める。
- (3) 区は全体説明会について、保護者の不安解消のために力を入れてきたとしている。今回は閉園であり、委託の時以上に、疑問や不安を抱えるのは明らかである。区はなぜ説明会の開催を拒否するのか、回答を求める。
- (4) 区立園初の閉園となる中で、委託より丁寧な対応が不可欠であるが、区は委託ではなく転園であることを理由に、引継ぎはせず、保育士の保育参加のみ行うとしている。せめて委託と同じ内容の引継ぎを行うべきである。回答を求める。

【答弁】

- (1) 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題があったため、民間の力を活用し保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致したものである。引き続き、丁寧に区の考え方を説明していく。谷原保育園の閉園を撤回する考えはない。
- (2) 1歳児クラスの募集に当たっては、「保育利用のご案内」に令和6年度の新設園への転園が谷原保育園の入園条件になることを明記した。その上で、入園の申込みをいただいている。
保育園の入園申込書は、毎年10月に変更を行う。保護者の皆様に書き直し等の負担を生

じさせないため、変更前後どちらの様式でも申請を受け付けている。今回、変更前の様式で申込みをされた方が一人いたことを確認した。当該保護者の方には、先日前お詫びするとともに、今後改めて、説明の機会をいただくことをお願いしている。

- (3) 谷原保育園の保護者の皆様には、区は、コロナの感染予防や利用者一人ひとりに丁寧に対応するため、個別に説明を重ねてきた。令和3年度に5回、4年度に8回、今年度も既に4回、それぞれ節目節目で実施するとともに、随時相談にも応じている。
- (4) 現2歳児から4歳児で転園を選択された方と1歳児は、新設園へ転園となる。園児が安心して転園できるよう、来年1月から、新設園の保育士が谷原保育園の保育に参加し、園児との関係づくりを行う。転園する園児の保護者には、保育参加の実施に当たり、新設園の園長候補者やクラス担任、詳細な保育参加のスケジュールや内容等を近く説明する考えである。転園までの間、保育参加を丁寧に行い、来年4月以降も、両園の交流を図っていく。在園児の転園に当たっては、新設園と緊密に連携して取り組んでいく。
引き続き、保護者の方への丁寧な説明に努めていく。

◆ 乳幼児一時預かり事業の拡充について

【質問】

- (1) 子育ての負担軽減において、保護者にとって短時間であっても、一人になる時間の確保が大きな助けになる場合がある。小学校入学以前の乳幼児一時預かりの拡充が重要であると考え、利用者のアクセス向上のため、施設の増設ならびに事前および当日受付定員の拡充について、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、乳幼児一時預かり事業の利用枠を拡大するため、実施日や定員の増に取り組んできた。平成26年度の約2万4,000人から現在約3万7,000人まで利用枠を拡大している。令和2年度から、空き情報をリアルタイムで確認し、いつでも予約できるシステムの運用を開始した。現在、予約の約99%がシステムを通じて行われており、キャンセル枠の有効活用につながっているものと考えている。
今後、上石神井4丁目団地都営住宅の建て替えに合わせて、地域子ども家庭支援センターの分室を設置する。石神井公園駅南口西地区の再開発事業では乳幼児一時預かり室を設置する。これらの取組により、場所・実施日を拡充する。

◆ 里親制度について

【質問】

- (1) 出産後、子供を育てられない母親の代わりに、要保護児童の養育を委託する里親制度のさらなる周知とともに、病院と子ども家庭支援センターや保健相談所が、児童相談所との連携をさらに強め、子供を早期に里親へ委託できる体制づくりに、区としても積極的に取り組むことを要望するが、区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 里親になるためには社会的養護について理解がある方で、経済状況や家族構成など東京都が定めた基準を満たし、必要な研修を受け、知事から里親として認定される必要がある。
来年度、（仮称）東京都練馬児童相談所が、子ども家庭支援センターと同一施設内に開設されることにより、区内で里親に関する相談や申請ができるようになる。
今後、里親の担い手が増えるよう、里親制度について、区報や区ホームページで周知するとともに、都と連携し、里親体験発表会や相談会の充実等を図っていく。
引き続き、保健・福祉・医療等の関係機関における里親制度への理解が深まるよう、都と連携して研修会を実施するなど、里親が養育しやすい環境づくりに取り組んでいく。

◆ 赤ちゃんスポットについて

【質問】

- (1) 地区区民館に設置されている「赤ちゃんスポット」においてはペールを設置し、使用済おむつの回収をしているが、地区区民館以外では、未だ未回収の施設がある。
おむつの持ち帰りは保護者の負担となることから、未回収場所においてはペールを設置し、赤ちゃんスポットとして指定する際は、統一されたサービスが提供されるよう要望する。所見を伺う。
- (2) 隣接区である中野区では「赤ちゃんほっとスペース」、板橋区では「赤ちゃんの駅」など、23区内様々な名称で展開されている。サービス内容は、おむつ替えや授乳のための場所の提供となっており、類似している。
また、東京都において、授乳やおむつ替えができるスペースとして、届出制で実施している「赤ちゃん・ふらっと」事業があるが、練馬区内で91箇所指定されており、練馬区の赤ちゃんスポットに指定されている施設との重複も見受けられる。
対象やサービスが重複している事業を統一化されるよう、他区との情報共有が可能な23区の課長会などにおいて課題提起し、23区として東京都へ統一名称によるサービスの標準化を図り、充実されるよう要望するが、所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、子育て中の方が安心して外出できるよう、外出時の授乳やおむつ替えなどの際に利用できる76か所の区立施設を赤ちゃんスポットに指定している。
今後、赤ちゃんスポットで使用済みおむつを回収できるよう、検討していく。
- (2) 名称の統一などサービスの標準化については、各区の状況を十分踏まえながら、都内の自治体の類似事業をまとめて紹介するサイトの作成も含め、東京都への働きかけを検討し、特別区児童主管課長会で協議していく。

(参考) 区長部局答弁

◆ 保育について3

【質問】

- (1) 利用者の声、需給ミスマッチの現状を考えると、待機児童ゼロ3年連続達成のこの時を一つの契機として、より多くの家庭が希望する保育所を利用でき、また空き定員の縮小や、事務負担の軽減に資する可能性のある取組を研究・実証し、更なるきめ細やかな対応も視野に入れてはいかががかと考えるが、区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 区長就任後は、区議会の御支援をいただき、職員と一丸となって保育行政に取り組み、3年連続で待機児童ゼロを達成した。また、永年念願としてきた、全国初となる区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を創設した。
子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在するが、時代が変わっても最も尊重されるべきことは、子供への愛情であり、子供の幸せを願うそれぞれの家族の思いだと思っている。
引き続き、多様化する子育てサービスのニーズに応じて、自治体として考え得る最大限の施策を展開し、子育てのかたちを選択できる社会を実現したいと考えている。

資料 3

令和6年1月15日
教育委員会事務局

令和5年第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

- 1 日時 令和5年12月11日（月）
- 2 場所 全員協議会室
- 3 質問要旨

債務負担行為	<p>1 仮設校舎賃借料に係る債務負担行為について</p> <p>(1) 債務負担行為を計上した理由について</p> <p>(2) 向山小学校の入札不調の原因について</p> <p>(3) 入札不調の影響について</p> <p>(4) 入札不調に対する区の所見と今後の対策について</p>
性暴力等防止事業経費	<p>2 性暴力等防止事業経費について</p> <p>(1) 区立小中学校でこれまでに発生した性暴力について</p> <p>(2) 中学校校長逮捕後、区や学校による生徒たちへの心のケアについて</p> <p>(3) 中学校校長逮捕後、区が講じた対策について</p> <p>(4) 性暴力に対する今後の区の対策について</p> <p>(5) 性暴力等防止特別対策委員会の設置目的および委員会の取組について</p> <p>(6) 性暴力防止の取組の周知徹底について</p> <p>(7) 第三者相談窓口の相談体制および対象について</p> <p>(8) 第三者相談窓口の周知方法について</p> <p>(9) 性暴力に対する未然防止の徹底について</p> <p>(10) 会計年度任用職員等採用時の性犯罪歴の確認や対応について</p> <p>(11) 児童・生徒・保護者への性暴力事例の周知について</p> <p>(12) 関連機関への情報共有・連携について</p> <p>(13) 学習指導要領における性教育に関する区の見解について</p> <p>(14) 性暴力防止のための性教育について</p> <p>(15) 産婦人科医院、助産師等外部講師と連携した性教育授業について</p> <p>(16) 教員への性暴力防止に関する研修について</p> <p>(17) 性暴力防止のための教員の働き方改革について</p> <p>(18) 教員用セルフチェックシートの活用について</p> <p>(19) 性暴力被害者に対する卒業後のケアについて</p> <p>(20) 区独自で性暴力等防止特別対策委員会を実施するメリットについて</p> <p>(21) 区独自で第三者窓口を設置する意図について</p> <p>(22) 事業の財源について</p> <p>(23) 性暴力等防止特別対策委員会・第三者相談窓口以外の区独自の取組について</p> <p>(24) 保護者との連携強化について</p>